

別記

No.	質 疑	回 答
1	<p>条例第56条の2第1項の届出を行う際に、条例第57条の届出対象の火気設備について内容が含まれている場合においても、条例第57条の届出は省略することはできないと解するか。</p>	<p>お見込みのとおり。ただし、重複する添付図書は省略してさしつかえない。</p>
2	<p>条例第39条第1項第5号又は条例第40条第1項第4欄における「地盤面からの高さ」とは、建基令第2条第2項に規定する地盤面から、階の床面（フロアレベル：仕上げ面）までの高さと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
3	<p>消火器の標識について、床置き、壁掛け等で、消火器を直接視認できる状態で設置されている場合であっても、予防事務審査・検査基準Ⅱ、第4章、第2節、第1消火器具、別記1、消火器の標識に係るピクトグラムを設置要領に基づく消火器の標識に係るピクトグラムが設置されていないものは、「消火器」と表示した標識を設置しなければならないか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
4	<p>スプリンクラー設備に感熱開放継手を設ける場合は、平成13年10月18日予予第481号予防部長通知4、(2)、アに基づき、基準の特例等適用申請書は申請不要でよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
5	<p>規則第23条第6項第3号により、廊下（設置義務のある場所以外）、便所及びその他これらに類する場所には感知器を設置しないでもよいと解釈できるが、よろしいか。</p>	<p>さしつかえない。</p>
6	<p>季節により感知器の取付け面付近の温度が感知器の使用温度範囲を超えるおそれがある場合でも、原則、感知器の設置を要するか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

7	漏電火災警報器の設置が必要な防火対象物について、居室内に自動火災報知設備等の感知器を設置することで、漏電火災警報器の設置を免除できるか。	漏電火災警報器は、漏電による火災発生を防止する目的で設置するものであり、火災発生後の早期発見を目的としているものではないため、感知器の設置では免除できない。
8	規則第28条の2により誘導灯の設置を要しない部分や、政令第32条又は条例第47条を適用して誘導灯の設置を省略した部分に、誘導標識の設置を要するか。	誘導灯の設置を要しない部分及び省略できる部分について、誘導標識の設置は要しない。
9	外光により誘導灯を省略可能とする特例基準があるが、省略可能な外光の条件について、具体的に例示されたい。	外光とは、予防事務審査・検査基準に定義されているとおり、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等をいう。 なお、外光による省略の適用にあたっては、確認申請図書や設置計画届出書などに、外光により避難上有効な照度が得られる旨を明記させること。
10	客席誘導灯について、客席の通路の床面で0.2ルクス以上確保困難である場合、数値や測定位置を緩和することはできるか。	緩和することはできない。
11	規則第28条の2の誘導灯の設置を要しない部分について、居室は誘導灯が省略できても、非居室は省略できるとは読めないが、非居室も居室と同様に省略してよいか。	お見込みのとおり。
12	什器による誘導灯の視認障害の高さについて、おおむねの取扱いを示してほしい。	通常床面からの高さが1.5m程度と考えられるが、車いす利用者や子供などの視認障害について、防火対象物の実態にあわせて指導すること。
13	無窓階において、階段通路誘導灯を設置する範囲の取扱いについて具体的な例示を出してほしい。	階段通路誘導灯の設置が法令上必要となるのは、無窓階の部分である。 なお、当該無窓階から避難階までの間の階段には、階段通路誘導灯又は非常用の照明装置を設置するよう指導すること。

14	<p>同一階に非常コンセント設備の保護箱を3個以上設置する場合、予防事務審査・検査基準では同一階の保護箱の数だけの専用回路とすることとなっているが、保護箱ごとに回路を別にする必要があるか。</p>	<p>法令上は、電源からの回路は各階において2系統以上設けられていればよい。</p>
15	<p>非常電源専用受電設備の引込回路に電力量計がある場合、予防事務審査・検査基準では、耐熱効果のある場所に設けることとなっており、非常用配電盤等に準じた箱に収納した場合はこの限りではないとなっている。</p> <p>電力量計を収納する箱は認定品がないため、配電盤及び分電盤の基準に基づいて施工を指導しているところであるが、指導に毎回苦慮しているため、電力量計を格納する箱の認定品化等はできないか。</p>	<p>非常電源専用受電設備は、引込回路から消防用設備等まで規制を受けるため、電力量計にも耐熱保護が求められる。</p> <p>「配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）」では収納するもの自体に耐熱性が求められるが、電力量計は耐熱性がないため、認定品の分電盤に電力量計は収納できない。</p> <p>設置時の指導については、電力量計を屋側又は不燃区画された機械室等に設ける、若しくは電力量計を認定品と同等の箱に収納するよう指導されたい。</p>
16	<p>内燃機関を原動力とする発電設備の排気筒断熱について、具体的な基準を示されたい。</p>	<p>法令上明確な基準はない。</p> <p>なお、次に掲げる項目を満たす構造とするよう指導されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 排気筒の遮熱材料は不燃材料であること。 (2) 排気筒と他の可燃物を接触しないようにすること。 (3) 排気口は、排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に設けないこと。 <p>※ 排気系統の配管、煙突からの距離等は、条例第3条第1項第17号を参考とすること。</p> <p>※ 防火上有効な構造として周囲に断熱材を施工する場合は、危険物関係施設の審査基準第4、4、(2)、エ、(オ)、bに示す「排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する方法」も参</p>

		考にされたい。
17	<p>予防事務審査・検査基準で定めるサウナ設備基準に適合させるため、既存防火対象物に屋外階段を新設する場合、建基令第2章第3節の階段の基準は適用されるのか。</p> <p>また、建基令第121条の2で定める屋外階段の構造の基準に関してはいかがか。</p>	<p>前段、後段ともに適用される。</p> <p>なお、後段、建基令第120条で定める直通階段に至る歩行距離及び建基令第121条第3項で定める重複距離については、適用されない。</p>
18	<p>予防事務審査・検査基準で定めるサウナ設備基準について、「2以上のサウナ室を直接出入りすることができる構造としないこと。」とあるが、図のように2以上のサウナ室が、各々、洗場等に通じる出入口を有している場合でも同様か。</p> <p>図</p>	<p>お見込みのとおり。一のサウナ室から他のサウナ室に直接出入りできる構造としないこと。</p>
19	<p>予防事務審査・検査基準で定めるサウナ設備基準について、屋外に面する開口部に特定防火設備であるシャッターを設けシャッターのサウナ室側にガラスを設ける場合、ガラスは耐熱性を有するガラスとすべきか。</p> <p>また、屋外に面する開口部（特定防火設備）の大きさに制限はあるか。</p>	<p>前段、お見込みのとおり。</p> <p>なお、サウナ設備基準上は、開口部に特定防火設備を設けることで基準を満たすが、特定防火設備のサウナ室側にガラスを設ける場合は、安全のため耐熱性を有するガラスとすること。</p> <p>後段、屋外に面する開口部（特定防火設備）の大きさに制限はない。</p>
20	<p>予防事務審査・検査基準Ⅱ、第3章、第2節、第6温風暖房機、別記資料「浴</p>	<p>前段、「適合機器」においては、換気ダクトを特定不燃材料とする必要はない。</p>

	<p>室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準」2.(2)「換気ダクト」アにおいて「ダクトは、特定不燃材料で造ること。」とあるが、同基準で定める「適合機器」は、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示1号)によれば、特定不燃材料としなくてもよいと思われるがいかがか。</p> <p>また、換気ダクトは専用としなくてもよいか。</p>	<p>後段、お見込みのとおり。</p>
21	<p>家庭用ガス衣類乾燥機の排気筒の隠ぺい部分の施工について排気筒の温度自体は100度を超えないため、条例第3条第1項第17号イで定める排気筒の材料や同号へで定める断熱措置を緩和できないか。</p>	<p>条例第3条第1項第20号に適合する排気筒にあつては、条例第3条第1項第17号イ及びニからチまでの規定は緩和される。家庭用ガス衣類乾燥機の仕様を確認されたい。</p>
22	<p>予防事務審査・検査基準Ⅱ、第3章、第2節、第2厨房設備、別記資料5「扉付きで使用される厨房設備等の火災予防条例上の取扱いについて」は共同住宅等の個人の住居である洗濯機置場に衣類乾燥機を設置する場合に適用してよいか。</p>	<p>さしつかえない。</p>